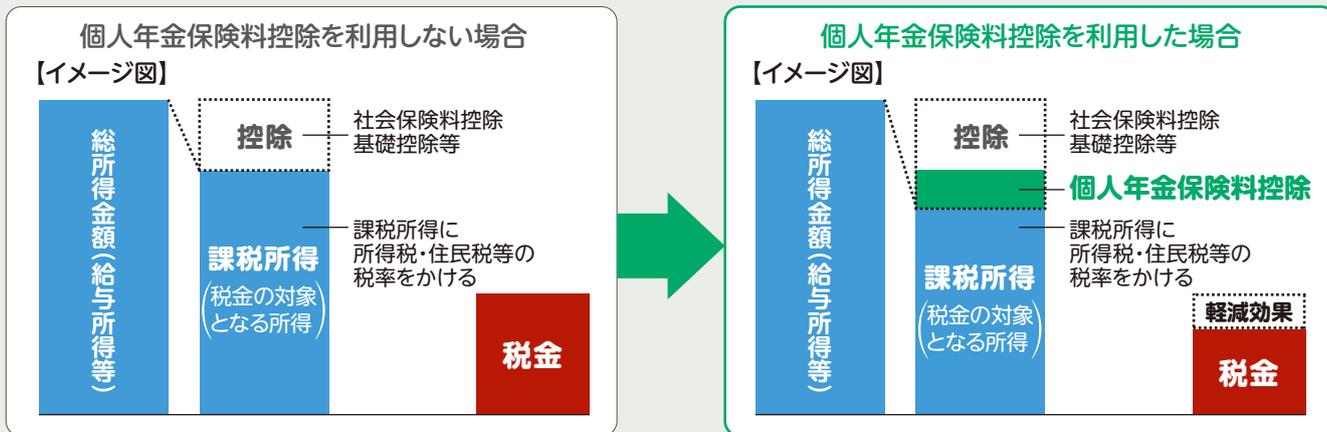


「個人年金保険料控除」についてのご説明

個人年金保険のご契約に「個人年金保険料税制適格特約」を付加することで、「個人年金保険料控除」を活用することができます。

個人年金保険料控除とは

- 個人年金保険料控除とは、1年間に個人年金保険の保険料として支払った金額のうち一定額を所得から差し引くことができる制度で、所得税や住民税の負担を軽減する効果があります。



- 所得から差し引くことができる控除額は、所得税と住民税とで異なり、下表の方法でそれぞれを算出します。

【所得税】 ※他の保険料控除（一般生命保険料控除・介護医療保険料控除）の控除額と合わせて合計12万円まで

年間払込保険料	控除される金額
20,000円以下	払込保険料全額
20,000円超40,000円以下	(払込保険料×1/2)+10,000円
40,000円超80,000円以下	(払込保険料×1/4)+20,000円
80,000円超	一律 40,000円

【住民税】 ※他の保険料控除（一般生命保険料控除・介護医療保険料控除）の控除額と合わせて合計7万円まで

年間払込保険料	控除される金額
12,000円以下	払込保険料全額
12,000円超32,000円以下	(払込保険料×1/2)+6,000円
32,000円超56,000円以下	(払込保険料×1/4)+14,000円
56,000円超	一律 28,000円

- 1年分を超える保険料を前納した場合は、以下の算式で計算した金額をその年に支払った保険料の額とし、その金額が個人年金保険料控除の対象となります。

$$\text{前納保険料の総額} \times \frac{\text{前納保険料に係るその年中に到来する払込期日の回数}}{\text{前納保険料に係る払込期日の総回数}}$$

- 12ヵ月分以内の保険料をまとめて支払った場合は、その年中に払込期日の到来した金額をその年に支払った保険料の額とし、その金額が個人年金保険料控除の対象となります。

「個人年金保険料控除」を受けた場合の税金の軽減額 (給与所得者が個人年金保険料を年間8万円以上支払った場合)

下表は、給与所得者である世帯主が個人年金保険料を年間8万円以上支払った場合、所得税と住民税がそれぞれどれくらい軽減されるかの目安を示したものです。

※「夫婦」は、いずれか1人が年収を得ている前提です。

家族構成	年収	軽減額合計 (①+②)	※所得税4万円、住民税2.8万円の生命保険料控除を受けた場合	
			所得税軽減額(①)	住民税軽減額(②)
単身世帯の場合	400万円	4,800円	2,000円	2,800円
	600万円	6,900円	4,100円	
	800万円	11,000円	8,200円	
夫婦のみの場合	600万円	6,900円	4,100円	
	800万円	11,000円	8,200円	
	1,000万円	11,000円	8,200円	
夫婦と子供2人 (大学生と高校生)の 場合	600万円	4,800円	2,000円	
	800万円	6,900円	4,100円	
	1,000万円	11,000円	8,200円	

出典：(公財)生命保険文化センター「生命保険と税金の知識」(2024年4月改訂版)をもとに作成

個人年金保険料控除が適用される条件

個人年金保険料控除の適用を受けるには以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ①年金受取人は契約者またはその配偶者のいずれかであること
- ②年金受取人は被保険者と同一人であること
- ③保険料払込期間が10年以上であること
- ④確定年金の場合、年金開始日における被保険者の年齢が60歳以上かつ年金受取期間が10年以上であること

●「個人年金保険料税制適格特約」を付加しない場合、所定の条件を満たすときには、お払い込みいただく保険料は一般生命保険料控除の対象となります。

【軽減額目安についての補足事項】

①社会保険料控除を年収の15%として計算しています。

家族構成に関する前提条件：「夫婦」は、いずれか1人が年収を得ているケース。16歳未満の子どもは扶養控除に該当しないため、その子どもを除いて家族構成をみています。たとえば、「夫婦と16歳未満の子ども」の場合、「夫婦のみの場合」と同じ。

※夫婦共働きで、配偶者(特別)控除・扶養控除に該当する家族がない場合は「単身世帯の場合」と同じです。

※所得税の軽減額(目安)は2037(令和19)年までの復興特別所得税を含めて計算しています。

②軽減額目安について：所得税および住民税の軽減額は目安であり、実際の状況によって異なることがあります。

**税務上のお取り扱いについては、2024年11月現在の内容であり、今後変更される可能性があります。
個別の税務等の詳細については税務署や税理士等、専門家にご確認ください。**

【取扱会社】

イオン銀行

株式会社イオン銀行

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-22

保険専用ダイヤル 0120-1089-43

<https://www.aeonbank.co.jp/>

【作成会社】

マニユライフ生命保険株式会社

本社：〒163-1430 東京都新宿区西新宿三丁目20番2号

東京オペラシティタワー30階

ホームページ：www.manulife.co.jp